

指定共同生活援助 重要事項説明書 (介護サービス包括型)

当事業所では、利用者へ指定共同生活援助サービスを提供致します。

当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法における介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

【 目次 】

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスに係る設備等の概要	3
4. 従業者の配置状況	6
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	7
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について	9
7. 非常災害時の対応	10
8. 感染症についての対応	10
9. 守秘義務について	10
10. 差別解消について	10
11. 身体拘束の禁止	11
12. 虐待の防止	11
13. 事故発生時の対応	11
14. 緊急時等における対応方法	11
15. 入居にあたり御利用者にご用意いただきたい物	11
16. 職場環境維持について	11
17. 当事業所ご利用に際しご留意いただきたい事項	11
18. 意思決定支援の推進	12
19. 同性介助について	12
20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	12
21. 地域との連絡について	13
22. 苦情受付について	13
別紙料金表	

社会福祉法人綜合施設美吉野園

ケアホーム さくら

当事業所は奈良県の指定を受けています。

共同生活援助事業（奈良県指定 第2921700064号）

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人綜合施設 美吉野園
所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 629
電話番号	0747-52-5555
代表者氏名	理事長 森川 敬介
法人の設立年月	昭和 23 年 5 月 14 日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定共同生活援助事業
事業所の名称	ケアホーム さくら
主たる対象者	知的障害者、精神障害
施設の所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地
連絡先	電話番号 0747-52-4105
管理者	菊谷 博樹
サービス管理責任者	菊谷 博樹
施設の目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこととする。
利用定員	2名 ・ 3名 ・ 2名
開設年月日	平成23年7月1日
バックアップ施設	指定障害福祉サービス事業 わーくさぽーと Pono
事業所番号	奈良県指定 2921700064 号

【事業方針】

運営の方針	<ol style="list-style-type: none">利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神状況並びにそのおかれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。奈良県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第27号）に定める内容を遵守するものとする。
-------	--

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	面積	備考
個室(1人部屋) 303号室	1室	9. 19m ²	
個室(1人部屋) 303号室	1室	7. 83m ²	
個室(1人部屋) 305号室	1室	7. 84m ²	
個室(1人部屋) 305号室	1室	8. 37m ²	
個室(1人部屋) 305号室	1室	7. 51m ²	
個室(1人部屋) 203号室	1室	10. 26m ²	
個室(1人部屋) 203号室	1室	9. 18m ²	

居室は原則として個室となります。

利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

空き部屋を利用しての体験利用も可能です。

(2) 居室以外の設備の概要

設備の種類	室数	面積	備考
台所・ダイニング	1室	17. 81m ²	各ユニットに設置
台所・ダイニング	1室	13. 68m ²	各ユニットに設置
台所・ダイニング	1室	15. 95m ²	各ユニットに設置
浴室	2室	2. 60m ²	各ユニットに設置
浴室	1室	1. 77m ²	各ユニットに設置
トイレ	2室	1. 72m ²	各ユニットに設置
トイレ	1室	1. 14m ²	各ユニットに設置

これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) ライフライン供給

飲用水	大淀町水道局(高架水槽式)
電気	(株)関西電力
ガス	プロパンガス

(4) 居室等における備品等

備品名	個 数	備 考
洗濯乾燥機	3台	各ユニットに設置
冷蔵庫	3台	各ユニットに設置
食器棚	2台	共有スペースに設置
炊飯器	2台	共有スペースに設置
食器乾燥機	2台	共有スペースに設置
電子レンジ	3台	各ユニットに設置
オーブントースター	2台	共有スペースに設置
食事用テーブル	2台	共有スペースに設置
食事用椅子	8脚	共有スペースに設置
下駄場	2台	各ユニットに設置
エアコン	9台	各居室に設置
液晶テレビ	2台	共有スペースに設置
テレビ(サイドボード)	3台	共有スペースに設置
掃除機	3台	各ユニットに設置
電気ポット	3台	各ユニットに設置

(5) 非常災害用備品

備品名	個 数	備 考
消火器	3本	各ユニットに設置
常備灯	7本	各居室に設置
火災感知器	各部屋	各ユニットに設置
緩降機(避難具)	2カ所	各ユニット バルコニーに設置
吊り下げはしご(避難器具)	1カ所	各ユニット バルコニーに設置
誘導灯	2カ所	各ユニットに設置

上記以外の衣類や備品、日常生活用品は利用者にご用意いただきます。

(6) 居室の変更

利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。

(7)設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の設備をご利用いただくにあたっては、次の点にご注意ください。

- ① 利用者同士でゆずりあってご利用下さい。
- ② 破損・汚損させる事が無いよう、常に大切に又、きれいに利用して下さい。
- ③ わからない事があれば、いつでも従業者にお尋ね下さい。
- ④ 資源の無駄使いをしないように心掛けて下さい。

(8)周辺地域の状況

- ・最寄駅 近鉄南大阪線 下市口駅(徒歩直ぐ)
- ・バックアップ施設 指定障害福祉サービス事業 わーくさぽーと Pono
- ・商店等 下渕商店街及び、スーパーオークワ

(9)協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。協力医療機関の行う診療費、治療費は利用者の負担となります。

(但し、下記医療機関での優先的な診察や入院治療を保証するものではありません。又、診察や入院治療を義務づけるものではありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	美吉野園診療所
所 在 地	奈良県吉野郡大淀町下渕629番地
診 療 科	内科・精神科・整形外科

医療機関の名称	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター
所 在 地	奈良県吉野郡大淀町福神8-1
診 療 科	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科・リハビリテーション科

医療機関の名称	社会福祉法人恩賜財団 済生会御所病院
所 在 地	奈良県御所市三室20
診 療 科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・産婦人科・皮膚科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人弘仁会 南和病院
所 在 地	奈良県吉野郡大淀町福神1番181
診 療 科	内科・外科・整形外科・肛門科・胃腸科・リハビリテーション科

* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

4. 従業者の配置状況

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1 管理者	1名(兼務)	1名(兼務)		1名
2 サービス管理責任者	1名(兼務)	1名(兼務)		1名
3 世話人	1. 3名	4名(兼務)		1. 0名
4 生活支援員	1. 2名	4名(兼務)	3名	0. 9名

* 常勤換算: 職員それぞれ週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例: 週 40 時間)で除した数です。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤1名)

サービス管理責任者は、共同生活援助計画等を作成し、利用者にその内容を説明するほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 世話人 1. 3名 常勤換算(常勤4名 兼務)

世話人は、指定共同生活援助の提供にあたる。

(4) 生活支援員 1. 3名 常勤換算

(常勤4名 兼務・非常勤3名 専従)

生活支援員は、共同生活援助計画に基づき、入浴、排せつ及び食事等の援助その他の日常生活上の援助を行う。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1 世話人	標準的な時間帯における最低配置人員
2 生活支援員	① AM 07:00 ~ AM 09:00 (平日及び休日) ② AM 09:00 ~ PM 12:00 (休日) ③ PM 12:00 ~ PM 16:00 (休日) ④ PM 16:00 ~ PM 21:00 (平日及び休日)
3 宿直者	PM 21:00 ~ 翌 AM 07:00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護給付費対象となるサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

1 生活等に関する相談・支援

利用者及び、家族が希望する生活や、利用者の心身の状況を把握し 適切な相談、助言、援助を行います。

2 余暇活動の支援

地域生活において、利用者の興味ある事や、楽しみを見出し有意義な生活を過ごして頂ける支援・介助等を行います。

3 健康管理

利用者の健康状況に注意し、健やかに過ごして頂けるように努めます。また、わーくさぽーと Pono の看護職員と相談の上、健康管理状態を把握するため、併設診療所へ外来受診する場合があります。

4 入浴、排せつ及び食事等の支援・援助

適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援及び日常生活の充実のための援助等を提供します。

5 調理、洗濯及び掃除等の支援・援助

家庭的な雰囲気の中で、食事準備及び片づけ等・洗濯・掃除についてのサービス提供を行います。時には、利用者の方と共に行います。

日々の献立は、御利用者の意向を踏まえ栄養士との相談も行い、栄養バランスに配慮します。

6 その他機関との連携調整

地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行います。

(2)その他のサービス

利用者からのご希望により下記のサービスを提供します。

下記のサービスについて、利用を希望される場合には、所定の料金又は、実費をお支 払いいただきます。

尚、所定の料金は、経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合は、事前に変更内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

① 食事の提供

- ・利用者の身体の状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。
朝食時間（7:30）　昼食時間（12:00）　夕食時間（18:30）
- * 利用者の都合により食事時間の変更を求められる場合も、適切な対応が出来るようにします。
- * 食材料費については、実費負担頂きます。金額につきましては、別紙料金表を参照下さい。
- * 食事利用の取り消し（キャンセル）は、取り消し日の3日前までに申し出て下さい。期日までに申し出がない場合には、食材料費が発生する場合があります。

② 預かり金の管理（別紙料金表参照）

利用者の希望により、預かり金管理サービスを利用いただけます。別途預かり金管理規程に従い管理を行います。

* 管理する金銭の形態：預貯金通帳一冊と金融機関に届けた印鑑

③ 複写物の交付（別紙料金表参照）

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

* 閲覧時間：土、日曜日・祝日を除く毎日8:30～17:30

④ 日常生活上必要となる諸費用

教養娯楽費等で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤ 利用者の希望により被服・嗜好品の買い物を代行した商品代金。

⑥ その他

利用者が契約終了後も居室を空け渡さない場合には、本来の契約終了日から実際に居室が空け渡された日までにかかる次の料金をいただきます。

* 利用者の障害に応じたサービス利用料金

* その他受けたサービスの実費

（3）利用料金（別紙料金表参照）

料金表によって、サービス利用料金から、①介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割=利用者負担）と、②下記に示す、食材料費・水道費・光熱費及び、家賃の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。

○ 家賃、水道費について

月の初日以外の日から利用を開始した場合や、月の末日以外の日に利用を終了した場合、該当月の暦日数を基礎として、日割計算にてお支払い頂きます。ただし 外泊・長期外泊及び、入院等をされる場合においては日割計算対象外とさせて頂きます。

○ 食材料、日用品及び日常生活費、電気代、ガス代について

月の初日以外の日から利用を開始した場合や、月の末日以外の日に利用を終了した場合及び、外泊並びに入院等をされた場合、該当月の暦日数を基礎として、日割計算にてお支払い頂きます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)～(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに下記の方法でお支払下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし

(ただし手数料につきましては、当施設で負担させていただきます。)

ご利用できる金融機関:

・南都銀行

・ゆうちょ銀行

・奈良県農業協同組合

金融機関からの振込み

(ただし振込み手数料は自己負担でお願いします。)

美吉野園会計窓口でのお支払い

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、御利用者の負担となります。)

○ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) 個別支援計画

(2) サービス提供の具体的な内容

(3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

(4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

(5) 利用者からの苦情の内容

(6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前8:30～午後17:30です。

7. 非常災害時の対応

火災など非常災害、その他緊急の事態に備え、必要な設備を設け、常に関係機関と連絡を密にすると共に、体制を整えバックアップ施設の消防計画に基づき、少なくとも1年に2回以上は、利用者及び職員等の避難、救出その他の必要な訓練を行います。災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供できるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じるものとする。

8. 感染症についての対応

感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業者への研修・訓練(シミュレーション)等の必要な措置を講じます。感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

感染症発生時に備えた平時から対応できるように、又、新興感染症等の発生時に施設内療養を行う等の必要な措置を講じます。

9. 守秘義務について

- ① 事業者は、個人情報管理規程を遵守し個人情報がみだりに利用・提供されることや
不注意な取扱による漏洩、毀損の防止に努めます。
- ② 個人情報の取扱を外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの
責任等実
効的な監督体制を確保します。
- ③ 事業者及び従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその
御家族に
関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。又、本契約が終了
したあとも継続いたします。

10. 差別解消について

「障害者差別解消法」(平成28年4月1日施行)に基づき、事業者が利用者に
対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための
必要かつ合理的配慮に努めます。尚、事業者が講ずるべき対応指針については、
「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

11. 身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対し身体拘束等適正化のための研修を定期的に実施します。

12. 虐待の防止

職員に対する虐待防止啓発のための虐待防止委員会の設置、定期的な研修の実施、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決制度の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

13. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び御利用者の御家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。又、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 緊急時等における対応方法

事業所は、現に事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は、あらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

15. 入居にあたり御利用者にご用意いただきたい物

日常生活に必要なもので、介護給付費サービス(設備等)に含まれないものは各自ご用意下さい。

・16. 職場環境維持 ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

17. 当事業所ご利用に際しご留意いただきたい事項

①外泊

外泊される際は、外泊届を1週間前までに提出していただき、管理者の許可を取ってください。

②喫煙

喫煙場所のみでの喫煙をお願いします。(夜間23:00までとさせて頂きます)

③居室等の利用

事業所内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、その賠償をしていただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合においても、その賠償をしていただくことがあります。

④宗教活動等

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の御利用者に対する布教活動等はご遠慮ください。

⑤貴重品の管理

利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預かり金管理サービスをご利用いただけます。

・18. 意思決定支援の推進

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の基準において、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮する等の必要な措置を講じます。

・19. 同性介助について

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保等の必要な措置を講じます。

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

21. 地域との連携について

利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、1年1回以上運営状況の報告とともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける

22. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [職名] 総務課長 竹村 真理
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 苦情解決責任者 [職名] 管理者 菊谷 博樹
- 第三者委員 氏名 辻本 雅英
連絡先 吉野郡大淀町新野356
TEL 0746-32-2118
- 第三者委員 氏名 福田 宗喜
連絡先 奈良県五條市滝町 357
TEL 0747-22-7593
- 連絡先 美吉野園 0747-52-5555

(2)行政機関その他の苦情受付機関

大淀町介護福祉課	所在地 : 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話番号 : TEL 0747-52-5501 FAX 0747-52-4301 受付日・時間 : 平日 9:00～17:00
奈良県運営適正化委員会 (運営適正化委員会)	所在地 : 奈良県橿原市大久保町 320-11 番地 電話番号・FAX : 0744-29-1212 (FAX 兼) 受付日・時間 : 平日 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定共同生活援助サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定共同生活援助サービス事業所 ケアホーム さくら

サービス管理責任者 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

立会人等住所 _____

氏名 _____ 印
(利用者との関係 : _____)

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令第171,172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙料金表

○支援費対象サービスに関する利用料金

共同生活援助サービス費(Ⅰ) 【6:1】

1. 御利用者の障害支援区分と利用料	区分1以下 1,710/日	区分2 1,880/日	区分3 2,970/日	区分4 3,720/日	区分5 4,560/日	区分6 6,000/日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	1,539 円	1,692 円	2,673 円	3,348 円	4,104 円	5,400 円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕 (1-2)	171 円	188 円	297 円	372 円	456 円	600 円

夜間支援体制加算(Ⅱ) 【4名以下】

1.御利用者の利用料	1,120/日
2.うち、介護給付費等から給付される金額	1,008 円
3.サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	112 円

夜間支援体制加算(Ⅱ) 【5名】

1.御利用者の利用料	900/日
2.うち、介護給付費等から給付される金額	810 円
3.サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	90 円

夜間支援体制加算(Ⅱ) 【6名】

1.御利用者の利用料	750/日
2.うち、介護給付費等から給付される金額	675 円
3.サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	75 円

夜間支援体制加算(Ⅱ) 【7名】

1.御利用者の利用料	640／日
2.うち、介護給付費等から給付される金額	576 円
3.サービス利用に係る自己負担額 〔定率負担〕(1-2)	64 円

その他の加算

区分	金額	概要
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)	10／日	世話人・生活支援員として、常勤配置されている従業者のうち、介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて加算致します。
日中支援加算	区分4～6 539／日	日中活動の利用若しくは、就労している利用者が、心身の状況等により通所及び、出勤されず昼間時間帯において、当支援を行った日が1月につき2日を超える場合には、当該2日を超える期間について、区分に応じ1日につき所定の単位を加算致します。
	区分3以下 270／日	
入院支援特別加算 (月1回を限度)	(イ)入院期間が3日～7日未満 561／回	入院療養又は、頻回の入院療養が必要な利用者に対し、被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるように、少なくとも2回以上訪問し連絡調整を行った場合に、入院日数の合計数に応じ加算致します。尚、体験利用の際は、該当致しません。
	(ロ)入院期間が7日以上 1,122／回	
長期入院支援特別加算	122／日	入院療養又は、頻回の入院療養が必要な利用者に対し、被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるように、1週間に1回以上訪問し連絡調整を行った場合に、入院日数の合計数に応じ加算致します。 尚、体験利用の際は、該当致しません。

帰宅時支援加算	(イ)外泊 期間が3 日以上7 日未満	187／日	帰省に伴う家族等への連絡調整や交通手段の確保等を行います。又、帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、生活状況を十分把握するよう努め、外泊日数に応じ加算致します。
	(ロ)外泊 期間が7 日以上	374／日	尚、体験利用の際は、該当致しません。
長期帰宅時支援加算		40／日	長期帰省に伴う家族等への連絡調整や交通手段の確保等を行います。又、帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、生活状況を十分把握するよう努め、外泊日数に応じ加算致します。 尚、体験利用の際は、該当致しません。
自立生活支援加算(Ⅰ)		1000／月	居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に6月間に限り加算する
退居後共同生活援助サービス 費		2000／月	グループホームを退居した利用者に対して、当該利用者の居宅を訪問し要件を満たす支援を行った場合、退居日の属する月から3月間に限り加算する
障害者支援施設等感染対策 向上加算(Ⅰ)		10／日	以下の要件のいずれにも適合すると加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。 ・協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能である。 ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している。

新興感染症等 施設療養加算	240/日	<p>入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で施設入所支援を行った場合に1月に5日を限度として加算されます。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定</p>
------------------	-------	---

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。</p>	14.7%
---	-------

○給付費対象外サービス

○家賃 25,700 円	1ヶ月当たり
-----------------	--------

○食材料費 18,000 円	1ヶ月当たり
-------------------	--------

○水道費 1,300 円	1ヶ月当たり
-----------------	--------

○日用品費その他の日常生活費(電気・ガス費含む)	実費負担
--------------------------	------

○区費	実費負担
-----	------

○預かり金の管理 1,000 円	1ヶ月当たり
---------------------	--------

○複写物の交付 10 円	1枚に付き
-----------------	-------

○外出支援に係る費用

個別支援計画に添った外出支援を行います。尚、費用は次の通り算出し実費とします。

①駐車料金、入場料金等の諸費用(付添職員含む)

②ガソリン代等

	~5km 以下	10km 以下	15km 以下	20km 以下	20km 以上5km 每
1名乗車	150 円	300 円	450 円	600 円	150 円加算
2名乗車	75 円	150 円	225 円	300 円	75 円加算
3名乗車	50 円	100 円	150 円	200 円	50 円加算